

(1)

## 利 用 料 金 表

ヘルパーステーションしらさぎ桜苑

【介護保険の法定利用料及び利用申込者の負担概算】

令和3年4月1日 現在

### (1) 身体介護型

	単位数	23区の訪問 介護料金	利用者負担金 (1割負担)	利用者負担金 (2割負担)	利用者負担金 (3割負担)
20分未満	167単位	1,903円	191円	381円	571円
20分以上30分未満	250単位	2,850円	285円	570円	855円
30分以上1時間未満	396単位	4,514円	452円	903円	1,355円
1時間以上1時間半未満	579単位	6,600円	660円	1,320円	1,980円

※上記の身体介護に引き続き身体介護を30分以上行った場合は、30分を増すごとに84単位を加算いたします。

### (2) 生活援助型

	単位数	23区の訪問 介護料金	利用者負担金 (1割負担)	利用者負担金 (2割負担)	利用者負担金 (3割負担)
20分以上45分未満	183単位	2,086円	209円	418円	626円
45分以上	225単位	2,565円	257円	513円	770円

※身体介護に引き続き生活援助を行った場合は、25分以上67単位45分以上134単位、70分以上201単位になります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、所定単位数の1/1000に相当する単位数を算定します。

### (3) 加算料金

〈初回加算〉新規に訪問介護計画を作成し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。  
200単位/月加算 利用者負担金/228円(1割負担)・456円(2割負担)・684円(3割負担)

〈緊急時訪問介護加算〉利用申込者や家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーとの連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又は訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

100単位/回加算利用者負担金/114円(1割負担)・228円(2割負担)・342円(3割負担)

#### 〈生活機能向上連携加算(Ⅰ)〉

・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受ける事が出来る体制を構築し、助言を受けた上でサービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成(変更)した場合。

- ・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場、又はICTを活用した動画等により利用者の状態を把握した上で上限を行う事を定期的に行った場合。

100単位/月 利用申込者負担金/114円(1割負担)・228円(2割負担)・342円(3割負担)

〈処遇改善加算〉介護職員の賃金の改善等実施している事業所に対して所定の単価数。

137/1000に相当する単位数分を算定。

〈介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ〉

- ・別に、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出を行った事業所について次の額を算定。

42/1000に相当する単位数分を算定。

#### (4) 減算料金

事務所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者20人以上50人未満の建物を訪問する場合。

90/1000に相当する単位数を算定。

#### 時間外料金

通常的时间帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前 6時から 午前 8時まで	午後 6時から 午後 10時まで	午後 10時から 午前 6時まで
割合	25%	25%	50%

- ・介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として訪問介護料金(料金表)の自己負担金(1割・2割・3割)です。ただし介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は、全額自己負担になります。
- ・やむを得ない事情で、かつ、利用者の方の同意を得て2人で訪問した場合、2人分の料金となります。
- ・利用申込者都合により、指定の日時までにキャンセルの連絡が無くキャンセルとなった場合は、訪問介護料の1割に相当する額をご負担いただきます。

#### 【介護保険外の利用料】

##### (1) 交通費〔通常の訪問介護地域(中野区・練馬区)以外への訪問〕

事業所の実施区域を越える地点から、片道1キロメートルごとに100円、別途消費税がかかります。

##### (2) 介護保険支給限度額を超える訪問介護利用料は全額自己負担となり、金額は介護保険単価に準じます。

1単位 11.4円